

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

## 環境試験設備等の運営・利用拡大事業

### 事業契約書（案） 別紙-1 要求水準書（案）

#### お知らせ

- ①JAXA 標準約款 [http://stage.tksc.jaxa.jp/compe/fundamental\\_j.html](http://stage.tksc.jaxa.jp/compe/fundamental_j.html)  
契約条件等は、取引基本契約書その他契約書等別の定めのない限り、  
JAXA 標準約款によります。ご希望の方は上記 URL よりダウンロード又は  
当機構契約部（050-3362-4521）までご連絡ください。
- ②JAXA コンプライアンス総合窓口について  
当機構との業務に関し、社会規範や倫理、法令上問題と感ずることにつき、  
どなたでも次の窓口にご相談することができます。（匿名可）
- (1) JAXA 内コンプライアンス総合窓口  
E-MAIL : JAXAsodan@jaxa.jp TEL : 090-1660-0191  
〒101-8008 東京都千代田区神田駿河台 4-6 御茶ノ水ソラシティ  
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構 総務部法務・コンプライアンス課  
「コンプライアンス総合窓口」
- (2) 指定弁護士 岩渕正紀（ふじ合同法律事務所）  
E-MAIL : jaxatsuho@siren.ocn.ne.jp TEL : 03-5568-1616

2019 年 9 月

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

## 目次

第1章	本文書の目的	1
第2章	適用文書及び参考文書	1
2.1.	適用文書	1
2.2.	参考文書	1
第3章	用語の定義	1
第4章	事業内容に関する事項	2
4.1.	事業名称	2
4.2.	事業背景と目的	2
4.3.	事業範囲	2
4.4.	遵守事項・制約事項・付帯事項	4
第5章	運營業務	8
5.1.	管理業務	8
5.1.1.	サービスレベル	8
5.1.2.	費用負担区分	12
5.2.	設備保全業務	12
5.2.1.	サービスレベル	12
5.2.2.	費用負担区分	13
第6章	利用拡大業務	13
6.1.	サービスレベル	13
6.2.	費用負担区分	13
第7章	契約期間終了時の処置	13
7.1.	サービスレベル	13
7.2.	費用負担区分	13
別表1	「各設備のユーザーズマニュアル」	14
別表2	「各設備の操作手順書」	15
別表3	「各設備の完成図書・取扱説明書・構成品リスト」	18
別表4	「性能要求・システムキャリブレーション要求表」	26
別表5	「精度管理対象計測器リスト（指定時期校正品）」	35
別表6	「精度管理対象計測器リスト（試験時必須構成品）」	37
別表7	「老朽化更新リスト」	46
別資料1	「電波第一無反射室電波吸収体/安全監視装置の更新詳細要求書」	51
別資料2	「電磁適合特性試験設備/安全監視装置の更新詳細要求書」	55
別図1	「事業範囲」	58

※P14からP58に示す別表等は、秘密保持に関する契約等を締結の上、開示いたします。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

## 第1章 本文書の目的

本文書には、環境試験設備等の運営・利用拡大事業（以下「本事業」という。）の契約において、事業者へ要求するサービスの内容を記載する。

## 第2章 適用文書及び参考文書

### 2.1. 適用文書

- (1) 各設備ユーザーズマニュアル（別表1 「各設備のユーザーズマニュアル」）
- (2) モニタリング基本計画書

### 2.2. 参考文書

- (1) 各設備の技術評価基準書

## 第3章 用語の定義

本文書における用語の定義を下記に示す。

用語	定義
管理	宇宙基本計画工程表等に定められた宇宙機等開発計画の着実な履行のため、開発上の重要工程である環境試験を着実に実行するための工程管理を軸とした各種管理をいう。
設備	本事業において対象となる 4.4 項に示す宇宙機の開発において必要となる環境試験設備の総称をいう。
建屋	本事業において対象となる 4.4 項に示す設備のある建屋の総称をいう。
敷地	本事業において対象となる 4.4 項に示す設備及び建屋のある敷地の総称をいう。
設備等	設備、建屋及び敷地の総称をいう。
施設	建屋及び配管や空調等の建屋に付属するものの総称をいう。
点検	設備等の部分について、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査することを言い、保守又はその他の処置が必要か否かの判断を行うことをいう。
保守	点検の結果に基づき設備等の機能の回復、機能維持のための装置の電源投入又は危険の防止の為に消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
不具合	設備等の部材・部位の劣化又は、機器の現状（初期の水準）を下回る性能・機能のことをいう。不具合の原因の分類は、経年劣化、設計不良（潜在的不良）、オペレーションミス、不明事象の4つに分類される。
修理	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を、現状（初期の水準）又は事実上支障のない範囲まで回復させることをいう。
小規模修理	保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り換え等は除く。「1件当たりの修理費用が1,000万円未満」の修理は、小規模修理と定義する。
大規模修理	「1件当たりの修理費用が1,000万円以上」の修理は、大規模修理と定義する。
老朽化更新	5.2項に示す要求における設備の老朽化部位・部材の更新をいう。
保全	点検、保守、修理（小規模修理、大規模修理）及び老朽化更新の総称をいう。
期間一週間	平日5日間の変更があった場合においては、休日（2日）を加えて連続した期間が1週間となることをいう。
滞在期間	設備のある部屋や準備室等を使用する期間をいう。
試験期間	供試体が設備を独占する期間をいう。
JAXA 試験	下記に示すものを JAXA 試験と定義する。 ・JAXA 組織規程にあるプロジェクトチーム/プリプロジェクトチームが原局となるものの試験（事業計画等に記載された業務を行うことを前提とする。） ・JAXA の事業計画に基づく、事業・開発・研究等による試験

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「革新的衛星技術実証プログラム選定テーマや選定テーマを搭載する衛星システムの試験」及び「研究や開発のための試験」</li> <li>・試験実施に係る資金源が JAXA であるもの限り JAXA 試験とする（開発請負以外の契約形態として、サービス調達による開発等についても開発資金が JAXA 支出であれば JAXA 試験とする）。</li> <li>・共同研究契約に基づくものは、試験実施等が JAXA 分担と明示されているもの限り JAXA 試験として扱う。</li> </ul>
外部試験	<p>JAXA 試験以外の試験をいう。なお、下記についても外部試験と定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金源を JAXA としない外部資金等による委託・受託等の JAXA 業務の試験（関係省庁等の委託研究・委託開発等の試験）</li> <li>・契約以外の覚書等により基づく JAXA 内オーソライズおよび資金源が明確でない試験</li> <li>・打上げ相乗り公募等（無償、JAXA 資金の投入無し）に関する試験</li> </ul>
開始予定日	事業者とユーザで行うスケジュール調整の結果として、予定していた試験期間の開始日をいう。
開始希望日	事業者とユーザで行うスケジュール調整の結果として、外部試験が予定していた試験期間に対して JAXA が希望する試験期間の開始日をいう。

## 第4章 事業内容に関する事項

### 4.1. 事業名称

環境試験設備等の運営・利用拡大事業

### 4.2. 事業背景と目的

これまで、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「JAXA」という）は、宇宙開発に必須な環境試験設備（以下「設備」という）を保有・維持し、宇宙開発に貢献してきた。JAXA では、今後も設備を効率的かつ確実に維持すると共に、環境試験に関わる技術・設備を宇宙開発のみならず、産業界へ利用拡大することを目指し、民間活力を用いる PPP（Public-Private-Partnership：官民連携）的手法による環境試験設備等の運営・利用拡大事業を実施する。

### 4.3. 事業範囲

本事業の範囲は、以下に示す通りである。

#### (ア) 運営業務

- a) 管理業務 5.1 項にて要求する事項を実施する事。
- b) 設備保全業務 5.2 項にて要求する事項を実施する事。

#### (イ) 利用拡大事業

- a) 第 6 章にて要求する事項を実施する事。

#### (ウ) 事業に供される設備・建屋・敷地等

- a) 設備、建屋及び敷地を貸与する。（入札時、別紙としてリストを添付）
- b) 各設備・建屋に付帯する機器、計測器、専用工具（入札時、別紙としてリストを添付）は、各試験設備の貸付品に含み、事業者にて管理すること。
- c) 各設備・建屋に付帯する消耗品等については、自由に使用してよい。ただし、消耗品等が不足する場合は、事業者の責任で準備すること。
- d) 対象設備・建屋・敷地の境界線を、別図 1「事業範囲」に示す。
- e) 対象設備・建屋・敷地の名称を下記に示す。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

#### 対象設備（計 18 設備）

- (1) 13mφ スペースチャンバ
  - (2) 8mφ スペースチャンバ
  - (3) 6mφ 放射計スペースチャンバ
  - (4) 1mφ スペースチャンバ
  - (5) 大型振動試験設備
  - (6) 小型振動試験設備
  - (7) 1,600m<sup>3</sup> 音響試験設備
  - (8) 大型分離衝撃試験設備
  - (9) 旋回腕型加速度試験設備
  - (10) 6トン質量特性測定設備
  - (11) 10m アライメント測定設備
  - (12) 電波試験設備(第1)
  - (13) 電波試験設備(第2)
  - (14) 電磁適合特性試験設備(EMC)
  - (15) 磁気試験設備
  - (16) 小型衛星用スペースチャンバ (計画)
  - (17) 小型衛星用質量特性試験設備 (計画)
  - (18) 小型衛星用振動試験設備 (計画)
- ・各試験設備に付帯する機器類も含む。

<補足>

- ・ その他、旧設備・装置も利用することができる。

#### 対象建屋及び敷地

- ① S-1 衛星試験棟※
- ② S-3 6mφ放射計チャンバ棟※
- ③ S-4 8mφチャンバ棟※
- ④ S-10 総合環境試験棟
- ⑤ C-3 構造試験棟
- ⑥ C-4 小型衛星試験棟※ (計画)
- ⑦ C-8、9 磁気試験棟
- ⑧ W- 電波試験棟
- ⑨ 電波第2試験設備直線路および磁気試験設備磁気フィールド
- ⑩ 飛行場外離着陸場(ヘリポート) (計画)

#### 対象ネットワーク

上記設備を接続するネットワーク

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

<補足>

- ・ 同一建屋内で他部署所掌と混在するもの（※印）は、室単位で事業範囲を明示（別図 1「事業範囲」）。あわせて、移動のための廊下、トイレ・湯沸室等の共用範囲を示す。共用範囲では他の JAXA 部署職員、外部作業者等も利用する。
- ・ 建屋を事業で単独占有するもの（無印）についても、建屋内の空調機械室・電気室等のユーティリティ管理範囲を含み、点検等での作業者の立入り等がある。
- ・ 建屋の外周における敷地境界は別指示を除き基本的に 1m とする。
- ・ (9)の事業対象となる敷地（電波第二直線路、磁気フィールド）には、JAXA 福利厚生施設や防災用の共用範囲を含む。災害時および福利厚生活動時に JAXA から利用要望があるときは JAXA が優先的に使用できる。JAXA 占有範囲については常時 JAXA が利用することを前提とする。

#### 4.4. 遵守事項・制約事項・付帯事項

事業者は、本事業を実施するにあたり、下記の事項を満足しなければならない。

##### (1) 関連法規等の遵守

事業者は、本事業を実施するにあたり必要とされる関連法令とそれらの関連施行令・規則等並びに条例（以下「関連法規等」という。）を遵守すること。

##### (2) JAXA が実施する設備の更新による利用制限

(ア)事業期間中には、下記の設備の JAXA による更新作業の予定がある。

##### 更新件名

- ・ スペースチャンバ試験設備 老朽化装置の更新・改修（13mφスペースチャンバ）  
納入時期 2021年4月
- ・ スペースチャンバ試験設備 老朽化装置の更新・改修（8mφスペースチャンバ）  
納入時期 2021年4月
- ・ スペースチャンバ試験設備 老朽化装置の更新・改修（6mφ放射計スペースチャンバ）  
納入時期 2021年4月
  - a) 更新作業期間は、13mφ、8mφ、6mφ放射計スペースチャンバにおいて、各3ヵ月～6ヵ月程度である。なお、据付工事期間において当該設備等が利用できない。
  - b) 更新作業により構成品等が変更となり、それ以降で保全対象が変わる場合がある。
  - c) 更新作業への協力  
更新作業期間の増減（更新作業の中止を含む）が発生しても、保全費用の増減は行わない。  
更新作業のために外部業者が事業範囲入ることがある。  
更新作業に関する検収は JAXA が行うが、必要であれば立ち会うことができる。
  - d) 更新作業後の設備に対する運転の習得及び習熟を行うこと。（習得、習熟に関する費用を JAXA は負担しない。）

##### (3) 補助金資産の利用制約について

(ア)下記の資産は、補助金対象資産であるため、「宇宙科学に関する科学研究の発展、宇宙科学技術及び航空科学技術の水準の向上及び宇宙の開発及び利用の促進に寄与することを目的とする。」という補助金交付目的に従い使用すること。

##### 設備

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

a) 下記に示す設備は、下記の期間において上記に従うこと。

- ・ スペースチャンバ（13m、8m、6mφ放射計）計測データ処理装置、IR 電源装置 ～2024年2月
- ・ 大型分離衝撃試験設備 爆管制御部 ～2020年11月
- ・ 音響試験設備 音響発生装置 ～2020年8月
- ・ 電波試験設備 第一回転台装置、データ処理装置 ～2022年2月

**建屋**

b) 事業範囲の建屋に関しては、「科学技術の振興に資する」目的で「一時使用」が可能である。ただし、建屋の「一時使用」に当たっては、年度の「一時使用」の内容と使用時間を使用記録として管理し、JAXA の求めに応じて開示すること。

(4) 敷地の利用制限について

(ア) 事業範囲の利用において、敷地の利用を希望する場合は、その位置、規模、計画について JAXA 環境試験技術ユニットと協議を行うこと。

(イ) 磁気試験設備を中心とした半径 300m以内に新たに構造物を設置することは磁気試験へ影響する可能性があるため、構造物を設置する場合は、仮設型のものとし、磁気試験実施時は事業者の責任において当該構造物の撤去を行うこと。また、小型重機等を利用した大規模な掘削、金属の埋設等についても磁気環境に影響するため禁止する。

(5) JAXA 試験実施時の対応について

(ア) 下記事項は本契約には含まないが、JAXA が希望した場合には個別契約を締結した上で、必ず対応すること。

- a) ユーザの求めに応じて消耗品類（液体窒素、ハロゲンランプ、加速度センサ等）を用意すること及びユーザ要求への対応（クリーンルームの特別清掃、不揮発性残渣やコンタミネーション測定などの清浄度モニタ、建屋セキュリティ対応、防塵服の提供等）を行うこと。
- b) 試験において設備運転できる。

(6) JAXA 環境試験設備の運転の料金について

(ア) 試験を行う際に発生する費用は、下記の料金徴収ルールを順守すること。

a) 料金徴収ルール①（料金徴収先が JAXA 試験の場合）

費用種類	徴収可否
設備利用費	徴収できない
設備運転費	徴収できる (別途、個別契約を締結)
光熱水道費	徴収できない
試験用消耗品費 (キセノンランプ、液体窒素、加速度センサ等)	徴収できる (別途、個別契約を締結)
試験実施を伴う建屋・部屋の利用費	徴収できない (JAXA 設備であるため)
3ヵ月以上の建屋・部屋のみ利用費 (試験を行わずに建屋・部屋を使用する場合。 但し、供試体の打上げまでの保管は除く。)	徴収できる (JAXA 設備であるが、目的外利用のため)

b) 料金徴収ルール②（料金徴収先が JAXA 試験以外の場合）

費用種類	徴収可否
設備利用費	徴収できる
設備運転費	徴収できる

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

光熱水費	徴収できる※
試験用消耗品費 (キセノンランプ、液体窒素、加速度センサ等)	徴収できる
試験実施を伴う建屋・部屋の利用費	徴収できる
試験実施を伴わない建屋・部屋の利用費	徴収できる

※JAXA 試験以外で発生した光熱水道費は、JAXA から事業者に請求する。

(7) 電力の利用上限制約について

スペースチャンバなどは、大電力を消費する。JAXA 筑波宇宙センター全体で使用できる電力の上限が決まっているため、以下の対応を行うこと。

(ア) 事業者は、JAXA 施設部との連絡窓口を設け、スペースチャンバなどの実施計画について、相互に連絡が取れる体制を構築すること。

(イ) 本事業において、JAXA と JAXA が契約する電力会社の電力使用量上限を超えることが見込まれるケースにおいては、事前に事業者と JAXA 施設部で調整すること。

(ウ) JAXA 施設部に対して事前に連絡なく突発的に事業者が大電力を使用することによって、電力使用量上限を超えた場合は、JAXA が電力会社に支払う超過に伴う費用(違約金等)相当額を、事業者は JAXA に支払うこと。

(エ) 真夏、真冬などにおいて、政府や電力会社から JAXA に節電要求があった場合には、事業者はこれに協力すること。

(8) 法定責任者の選定と業務実施

(ア) 事業者は、下記の法定責任者を選任し、関連法規等により定められた業務を実施すること。

- a) 高圧ガス製造保安責任者
- b) 第一級陸上特殊無線技士
- c) 特別管理産業廃棄物管理主任者

(9) 法定組織の申請・届け出

(ア) 事業者は設備保全業務を行うにあたり、以下の対象について関連法律・法規で必要となる組織構築および申請・届出等を行うこと。

高圧ガス保安法における高圧ガス製造

- (1) 13mφ スペースチャンバ試験設備
- (2) 8mφ スペースチャンバ試験設備
- (3) 6mφ 放射計スペースチャンバ試験設備
- (4) 1,600m<sup>3</sup> 音響試験設備
- (5) 大型振動試験設備
- (6) 第2種圧力容器
- (7) 容器置き場
- (8) 貯蔵所
- (9) 第2種冷凍機
  - a) (1)～(9)を含む現「筑波宇宙センター高圧ガス製造事業所(以下「事業所」という。)」を事業者へ委譲する。
  - b) JAXA が当該事業所を廃止すると同時に、事業者は製造許可申請を行うこと。また必要な変更申請等を行うこと。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

- c) 事業所の委譲にともない、事業者にて危害予防規程を作成、必要な管理組織を構築すること。
- d) 事業の終了とともに、事業者は JAXA へ事業所の委譲を行うこと。

(10) 電波法における実験無線局の継承

(ア) 電波第 2 試験設備の運営に関して次の項目を実施すること。

- a) 事業者は電波第 2 試験設備の有する無線局を JAXA より承継すること。
- b) 事業者は、承継に必要な申請を総務省に対し行うこと。
- c) 事業者は、当該無線局免許は開設目的以外で使用しないこと。
- d) 事業者は、当該試験設備を用いて他の供試体等を用いた試験を実施する場合は、新たな免許を開設すること。
- e) 事業の終了とともに、事業者は JAXA へ実験無線局の承継を行うこと。

(11) 法定点検の実施

(ア) 関連法規等により定められた法定点検を実施すること。

- a) 各設備等に係る関係法令の定めるところにより点検を実施すること。
- b) 関連法規で要求される機器の校正を実施すること。
- c) 点検により、設備が正常に機能しない場合には、適切な方法により速やかに対応、調整すること。
- d) 各設備の点検、保守のため法令等により資格を必要とする場合には、有資格者を選任し行うこと。

(12) 保安検査の実施について

(ア) 関連法規等により定められた保安検査を実施すること。

(13) JAXA 業務への協力について

以下の JAXA の業務に協力すること。

- (ア) 環境試験技術ユニット・施設部・管理部・セキュリティ情報化推進部などの JAXA 職員及び建屋等の管理業者が、事業範囲へ管理業務（設備不具合時の支援を含む。）で立入ることができる。
- (イ) なお、環境試験技術ユニットの研究開発業務でも立入りすることがある。
- (ウ) JAXA からの要望に基づき、試験設備見学等の際は協力すること。

(14) 事業引継ぎの実施

- (ア) 事業者は、事業の開始に際して、事業の引継ぎを完了し、事業を実施できる力量を有すること。
- (イ) 引継ぎを要する場合の期間は、最長 3 ヶ月とする。
- (ウ) JAXA 契約に基づく現維持契約業者より引継ぎを受けること。
- (エ) 事業者の選定結果により、引継ぎ要否、内容等は協議して決定する。

(15) 設備使用上の制限

- (ア) 別表 1 「各設備のユーザーズマニュアル」に示す仕様を逸脱して、設備を使用してはならない。
- (イ) 事業者自らによる設備の機能付加等により仕様変更を行う場合は、事前に JAXA の確認を受けること。

(16) 設備等の改修及び利用

- (ア) 事業期間が終了時には、設備等を原状回復すること。
- (イ) ただし、事業者が設備等を JAXA に事前に確認を受けたうえで、自己資金で改修及び利用（以下「改修等」という。）することができる。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

(ウ) 改修等した場合において、JAXA が認めるものについては、事業者から JAXA へ譲渡することができる。譲渡する場合は、事業者は改修等に要した費用及び取得日等を、事業期間が終了時に事業者から JAXA に報告すること。

(エ) また事業終了時において、次期契約において同一事業者が選定された場合は、事業者が現事業期間で自己投資し改修したものを原状回復する必要はなく、継続して使用することができる。

## 第5章 運營業務

### 5.1. 管理業務

#### 5.1.1. サービスレベル

事業者は、事業者の責任の下、管理業務として工程管理、施設使用管理、敷地使用管理、技術管理、品質管理、安全管理、物品管理、環境管理及びその他の業務を行うこと。

#### (1) 工程管理

(ア) 事業者は、運營業務及び利用拡大業務に係る工程管理の責任を負い、下記に定める作業を行うこと。

- a) 試験スケジュール情報の収集及び調整（試験作業エリア及び JAXA 試験の技術的な調整を含む。）
- b) 設備の保全に係るスケジュール調整（JAXA が実施する老朽化更新も含む。）
- c) 施設の保全等（空調、電力、クレーン、シャッター、上水供給等）に係るスケジュール調整。
- d) 試験スケジュールの更新及び情報の提供。なお、スケジュール調整に当たっては、JAXA と事業者はそれぞれ表 1 と表 2 に示す権利と義務を有する。

表 1 JAXA の義務と権利

義務	スケジュール調整	JAXA は、事業者が行うスケジュール調整に対して、JAXA 試験の予約要望および変更要望を迅速に事業者へ連絡すること。
義務	試験開始①	JAXA は、予約した JAXA 試験の試験期間において、JAXA 試験の試験期間の開始予定日が最大 5 日間（期間 1 週間）、前倒し及び後ろ倒しされることを受け入れる。
権利	試験開始②	JAXA は、予約された外部試験の試験期間において、JAXA 試験の試験期間の開始希望日の最大 5 日間（期間 1 週間）以内に、試験設備を独占し試験を実施することができる。
権利	JAXA 試験の試験期間	JAXA は、JAXA 試験が完了するまで設備を独占することができる。（予定していた試験期間を延長することもできる。）
権利	外部試験の試験期間	JAXA は、外部試験の試験期間であっても、JAXA 試験の試験期間の開始希望日の前後 5 日（期間 1 週間）以内に、試験設備を独占することができる。
義務	相互免責①	JAXA は、スケジュール調整結果によって生じた JAXA の損害について、事業者へ賠償請求しない。
義務	相互免責②	JAXA は、外部試験の都合によりスケジュール変更および実施キャンセルが発生した場合、事業者へ変更料やキャンセル料等を請求しない。

表 2 事業者の義務と権利

義務	スケジュール調整	事業者は JAXA 試験含むユーザからの予約要望や変更要望を受け、現場レベルの詳細なスケジュール調整を行う。
権利	利用開始①	事業者は、予約された JAXA 試験の試験期間において、JAXA 試験の試験期間の開始予定日を最大 5 日間（期間 1 週間）、前倒しあるいは後倒しすることができる。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

義務	利用開始②	事業者は、予約された外部試験の試験期間において、JAXA 試験の試験期間の開始希望日の最大 5 日間（期間 1 週間）以内に、JAXA 試験が試験設備を独占し試験が実施されることを受け入れる。
義務	JAXA 試験の試験期間	事業者は、JAXA 試験が完了するまで設備を独占することを受け入れる。（予定していた試験期間を延長することも受け入れる。）
義務	外部試験の試験期間	事業者は、外部試験をしても、JAXA 試験の試験期間の開始希望日の前後 5 日以内に、JAXA 試験が試験設備を独占することを受け入れる。
義務	相互免責①	事業者は、スケジュール調整結果によって生じた外部試験の損害について、JAXA へ賠償請求しない。
義務	相互免責②	事業者は、JAXA 試験の都合によりスケジュール変更および実施キャンセルが発生した場合、JAXA へ変更料やキャンセル料等を請求しない。

## (2) 施設使用管理

(ア) 事業者は、JAXA 施設部との連絡窓口を明確にし、JAXA へ連絡すること。

(イ) 事業者は、施設の使用管理等に係る以下の作業を行うこと。

- a) 計画された停電、空調停止、断水等への対応
- b) 施設の不具合による設備への被害状況確認
- c) 自然災害（強風、大雨、地震、雷等）による施設及び設備等への被害予防及び被害状況確認
- d) 空調・電力使用予定表の作成（空調条件及び電力条件をとりまとめて空調・電力使用週間予定表を作成すること。）
- e) クリーンルームの管理
- f) 清浄度モニタシステムからネットワーク上独立している試験設備の試験期間中の清浄度モニタを実施すること。
- g) JAXA が行う施設の環境管理・衛生管理を受け入れること。
- h) 事業者が行う施設改修の内容を連絡すること。

## (3) 敷地使用管理

(ア) 事業者は、JAXA 管理部との連絡窓口を明確にし、JAXA へ連絡すること。

(イ) 事業者は、敷地の使用管理等に係る以下の作業を行うこと。

- a) JAXA が実施する環境管理（草刈り等）・衛生管理を受け入れること。
- b) 自然災害（強風、大雨、地震、雷等）による敷地への被害状況確認
- c) 敷地内の樹木を伐採する場合は、同等面積の植樹を行うこと。

## (4) 技術管理

(ア) 事業者は、下記の文書内容の変更があった場合、最新版の変更提案を JAXA へ提示すること。

- a) 設備のユーザズマニュアル（別表 1 「各設備のユーザズマニュアル」）
- b) 設備の操作手順書（別表 2 「各設備の操作手順書」）
- c) 設備の完成図書・取扱説明書・構成部品リスト（別表 3 「各設備の完成図書・取扱説明書・構成部品リスト」）

(イ) 事業者は、事業終了日において、上記文書の最新版の変更提案を JAXA へ実施すること。

## (5) 品質管理

(ア) 事業者は、事業者の責任において、設備品質を適切に保つために下記を実施すること。

- a) 事業者は、ISO9001 相当の設備品質管理を実施すること。
- b) 事業者は、JAXA やユーザからの開示要求に対して、設備品質管理の状況を開示すること。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

(イ) 事業者は、事業期間中のすべての不具合に関して、下記情報を不具合情報処理システムへ速やかに入力すること。

- ① 不具合番号
- ② 発生年月日
- ③ 設備名
- ④ 装置名
- ⑤ 不具合部品名称
- ⑥ 発生した作業名
- ⑦ 不具合内容
- ⑧ 原因
- ⑨ 対策の指示内容
- ⑩ 処置内容
- ⑪ 処置完了日
- ⑫ 恒久対策の指示内容
- ⑬ 恒久対策の処置内容
- ⑭ 恒久処置完了日

(ウ) 履歴管理を実施すること。

- a) 事業者は、下記に示す履歴管理対象品の履歴管理を行うこと。
- b) 事業者は、事業期間終了時の履歴管理の結果を JAXA へ報告すること。

表 3 履歴管理対象品

設備名	品名	型式
13mφスペースチャンバ	窓レンズ	—
	キセノンランプ	UXW-30000HS-0
	窒素再液化昇圧機	対向形2列2筒圧縮機
	He圧縮機吸着剤	—
8mφスペースチャンバ	キセノンランプ	UXW-30000S0
	He圧縮機吸着剤	—
6mφ放射計スペースチャンバ	ヘリウムガス冷凍機	

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

(6) 安全管理

- (ア) 事業者は、本事業における安全に関する管理責任を負うこと。特に、保安物等については、関連する法規等に従い実施すること。(なお、法定責任者リスト及び法定資格者リストの JAXA への提出は求めない。)
- (イ) 事業者は、関連法規等に関連する事故が発生した場合は、速やかに JAXA へ報告すること。
- (ウ) 事業者は、関連法規等により定められた作業を実施するとき、必要な資格を有する作業員により作業をすること。
- (エ) 本事業の防災対応窓口・体制を事前に定め、事業者からの連絡に応じて、JAXA 全体、管理部及び総合防災等の要連絡部署へ連絡すること。
- (オ) JAXA 守衛業務との連絡窓口を設け、被害（盗難・事故等）時の対応を実施すること。
- (カ) 設備近傍の規制の周知が必要な場合は、JAXA に周知を依頼すること。（JAXA ポータルへの掲載や放送等。）

(7) 物品管理

事業者は物品管理として、下記を実施すること。

- (ア) JAXA からの貸付物品に関して員数確認を実施すること。
- (イ) 資産物品の棚卸しを行うこと。
- (ウ) 棚卸結果を報告すること。

(8) 環境管理

- (ア) 事業者は、JAXA 業務に支障がないように、事業者で環境管理を実施すること。特に、産業廃棄物の管理及び処理については、関連法規等に従い実施すること。
- (イ) 事業者は、清掃、環境整備、下水・土壌汚染、騒音などについて実施及び管理責任を負うこと。また必要な届出等を行うこと。

(9) セキュリティ管理

- (ア) 入退域手順・申請、エスコート手順を明確にし、事業者の責任で実施すること。

(10) 輸出管理

- (ア) 事業者は、外国為替及び外国貿易法を順守して事業者の責任において輸出管理を実施すること。
- (イ) 事業者は輸出管理における包括許可を取得すること。尚、契約締結時に未取得の場合は、TBD カ月以内に取得すること。
- (ウ) 事業者は CP を経済産業省へ届出し、自社の責任の下安全保障輸出管理を保証（体制構築、審査実施等）すること。
- (エ) JAXA が指定する取引について、事業者に対して情報提供を要請することがある。JAXA は情報をもとにした判断により、事業者と取引可否の協議を行うことができる。

(11) ネットワーク管理

- (ア) 本文書を満たすために JAXA から提供された JAXA ネットワークは、JAXA の規定に従い、適切に管理すること。
- (イ) 事業者が利用するネットワークは、事業者自身で準備及び管理すること。

(12) 試験データ管理

- (ア) 事業期間の JAXA 試験における試験データを管理すること。
- (イ) JAXA からの依頼に基づき、試験データを JAXA に引き渡すこと。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

### 5.1.2. 費用負担区分

以下を除き本文書で要求する管理業務の費用は、サービス対価に含まれる。

- (ア) 事業者が利用するネットワーク
- (イ) 複写機等の事務機器
- (ウ) 既存の電子管理システムを利用する際の当該システムのリース費及び保守費等

## 5.2. 設備保全業務

### 5.2.1. サービスレベル

(ア) JAXA 試験の実施時において、下記を全て満足するように、設備の点検、保守、修理（小規模修理、大規模修理）を実施すること。

#### a) 機能要求

各設備の機能として別表1 「各設備のユーザズマニュアル」に記載されている機能及び方法で試験準備、試験、試験後撤収作業を行えること。

#### b) 性能要求

別表4 「性能要求・システムキャリブレーション要求表」に示す性能を維持すること。

#### c) システムキャリブレーション要求

試験を行う場合、使用する制御・計測系統は別表4 「性能要求・システムキャリブレーション要求表」に示す精度規格を満足するシステムキャリブレーションが同表内に記述した有効期限内に行われていること。なお、システムキャリブレーションの方法等は、下記①～⑤に示す内容を満足すること。

- ① 試験データを取得する計測系統は、別表4 「性能要求・システムキャリブレーション要求表」に示す有効期限内に同表に示すシステムキャリブレーションが行われたものであること。
- ② システムキャリブレーションは、国家標準あるいは国家標準からトレーサビリティがとれる、より高精度の計測器等を使用し、試験設備の計測機器・装置を組み合わせることで入力部（又は検出部）から出力部までを通して（end to end）精度確認及び調整を行うこと。
- ③ システムキャリブレーションは、出力範囲の最大値、最小値、中間の他、2点を加え、5点以上のポイントで行うこと。なお、出力範囲の最大値、最小値は、機器のレンジ上限/下限ではなく、設備における出力範囲の最大値、最小値を示す。
- ④ 計測機器、装置には、システムキャリブレーション情報票等を掲示し、トレーサブルな精度確認が行われている装置である旨とシステムキャリブレーション有効期限内であることを示すこと。
- ⑤ システムキャリブレーションの結果、規格を外れていた場合、前回システムキャリブレーション以降に規格を外れたチャンネルを使用して試験を行ったユーザに連絡し、影響の有無を確認すること。影響調査の結果、問題があった場合及びプロジェクトが解散し、ユーザへの連絡が困難な時は環境試験技術ユニットへ連絡すること。

#### d) 単体計測器の校正要求

別表5 「精度管理対象計測器リスト（指定時期校正品）」に示す単体計測器を同表内に記述した指定年度に校正すること。

※本文書は、公表時点での案であり、今後の検討により内容及び文言に変更が生じることがある。

e) 試験で使用する設備専用計測器の校正要求

試験において別表6 「精度管理対象計測器リスト（試験時必須構成品）」に示す設備専用計測器を使用する場合、同表内に記述した校正有効期限内であること。なお、試験要求に基づいて、試験時必須構成品の必要数を準備すること。

(イ) 設備不具合が発生した場合は、不具合原因の究明及び是正処置を実施すること。

(ウ) 老朽化更新を JAXA 試験に支障なく実施すること

a) JAXA が提示した別表7 「老朽化更新リスト」に示す内容を満たすように、老朽化更新を実施すること。

b) すべての老朽化更新は、2024年3月31日までに完了すること。作業完了報告書の提出をもって、作業完了とする。

### 5.2.2. 費用負担区分

以下を除き本文書で要求する保全業務の費用は、サービス対価に含まれる。

(ア) 大規模修理の費用負担は、「不具合原因が経年劣化、設計不良（潜在的不良）」とする証拠書類を JAXA に提示し、大規模修理の内容を JAXA が承認した場合に限り、JAXA が精算払いにより費用を支払う。ただし、技術評価基準書に記載されている保全項目であり、保全周期を大幅に逸脱して不具合が発生した場合についての修理費用は事業者負担とする。

(イ) 老朽化更新部位の更新完了前の不具合処置に関する費用。

## 第6章 利用拡大業務

### 6.1. サービスレベル

(ア) 事業者の創意工夫によって JAXA 試験及び外部試験の試験数を増大させ、各設備の稼働率の向上をさせること。

(イ) 民間事業者の創意工夫により、JAXA の設備等の利用拡大すること。

(ウ) TBD

### 6.2. 費用負担区分

本文書で要求する利用拡大業務の費用及び投資等はサービス対価に含まない。

## 第7章 契約期間終了時の処置

### 7.1. サービスレベル

(ア) 事業終了時には、施設及び設備等を原状回復すること。

(イ) 事業終了に際して、「モニタリング基本計画書」第5章に示す提出書類を JAXA に提出して確認を受けること。

### 7.2. 費用負担区分

本文書で要求する契約期間終了時の処置に要する費用は、サービス対価に含む。